

No.343
2018
6/8



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



JR東労組申第27号「乗務員勤務制度の見直し」に関する解明申し入れ団体交渉 解明された事項を熟考し、基本要件を創り出そう！その⑤

■食事時間・在宅休養時間 ※コメント最後の0数字は議論した項 ㊦㊧なら第32・33項での議論

現行は7時～10時だが、稠密線区の列車本数は7時～8時が多く、その時間に食事を摂るのは極めて難しい。6時台は列車本数が多くない事から変更した。今よりは5分延びると考えを持って頂きたい。㊦㊧

育児介護勤務者は交番作成規定から遊離されるので食事時間 35分は適用しない。㊦㊧

拘束時間を延ばすのだから在宅休養時間も延ばして休養の確保という事で2時間延長する。㊦㊧



■拘束限度時間との絡み

拘束時間が1時間延びるので乗務する時間も現在より延びる。行先地の扱いは現在の制度を踏襲。1日あたりの労働時間は増えないので極端に増える事はない。行路作成については1連続・1継続の限度を守っていく。㊦㊧

短時間の行路をつくる上で現在一つの行路に入っている所を他の行路にまぶしていく。そのためには拘束時間の延長が必要。一概に効率化を目的としている訳ではない。その分人を配置してしまうと7時間10分乗れなくなるので元に戻ってしまう。今までカウントしていた労Bを実乗務にまわして乗務できるようなつくりをしたい。㊦㊧

行先地時間をどんどん詰めてノーペイを潰す事になる。㊦㊧

在宅時間や乗務時間の見直しなど拘束時間以外の所も見直している。総体で見たい。きつくなる行路と緩くなる行路ができる。休憩時間が増える所も出てくる。一般線区は拘束時間の制約のないままつくっている。1日当たり1時間延ばして頂くが、労働時間は変えないで作成していきたい。㊦㊧

地方の車掌の労働時間、ワンマンで効率は悪くなってしまいがやむを得ない。運転士に関しては車両の運用を見直して回送列車を減らすなど効率の良い乗務を目指したい。㊦㊧

■賃金制度

乗務員手当が廃止するのではないかと懸念の声を聞いた。検討に時間がかかっている。成案となり次第、会社から説明として回答した。人件費の削減が目的でなく拘束時間の変化等を踏まえてわかりやすさ、納得性、公平性がある。行先地時間手当の支払いがわかりにくいとある。行先時間から労働時間を引いた時間が支給、労Bがあるか無いか、何に対して支給されているのか難しい。稠密線区で拘束時間が延びる事を踏まえてシンプルに深夜帯の乗務など行先地のノーペイにつけるより、深夜早朝勤務手当として拘束時間にストレートに賃金を支払った方が良く検討している。人件費を減らすという事ではない。労使議論を経て成案としていく。乗務員総体の手当、総額で下げるという事の無いように、今よりも下回る事はないように考えたい。深夜早朝手当、乗務員は対象外だが支給対象となるよう検討している。成案は今後示す。㊦㊧

■30年度末のダイヤ改正実施の根拠

社会の動きにキャッチアップしていく。この先々の変化にもある程度対応できるような制度にしていきたい。時間軸を持って、スピード感をもって施策を推進していく事、実務的な事を考えれば行路を見直す点でダイヤ改正に合わせて実施するのが最適。そうすると平成30年度末のダイヤ改正が最善。制度改正については本社本部でやる事になる。ダイヤ改正については地方で労使協議。㊦㊧

**解明交渉で明らかになった事実をそれぞれの職場実態に照らし合わせ、
職場から議論を巻き起こし、安全で働きがいの持てる制度を創り出そう！**